# 児童通所サービスの申請について

## I. 申請までに準備していただくこと

# (1) サービスの受給対象児となるか確認する(いずれか1つ)

- ① 障害者手帳を所持している。(身体 or 療育 or 精神)
- ② 特別児童扶養手当などを受給している。
- ③ 医療機関などによる診断書・「療育が必要」とする意見書を所持している。
- ※ 受給可否が不明な場合は、障害福祉課にお問い合わせください。

### (2) 通所事業所を決める(定期的な利用が可能か事業所へ確認する)

#### 障害児相談支援事業所を決める

お子様のサービスの利用計画を立て、個別相談に応じてくれる事業所を決めてくださ

- い。計画相談の際は、相談支援専門員がご自宅等へ訪問します。
- ※ 障害児相談支援事業所が決まらない場合は、セルフプランとなります。通所事業所を決めて障害福祉課にご連絡ください。

#### 通所事業所を決める

事前に事業所に電話をし、支援内容や空き状況を確認してください。 確認後、お子様と一緒に事業所を見学してください。



※ 姫路市ホームページ上の事業所一覧(障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス)をご参照ください。

URL: https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/000001185.html 右上の二次元コードからもアクセス可能です。また、姫路市ホームページ上の検索ボックスに「1185」と入力すると、検索結果の上位に該当ページが表示されます。

#### Ⅱ、申請後の流れ

#### (1) 障害児相談支援事業所が決まった場合

- ① 相談支援専門員が家庭訪問し、お子様の様子や生活環境などについて伺います。
- ② 相談支援専門員が①を基に障害児支援利用計画案を作成し、保護者の方に内容をご確認いただいたうえで、障害福祉課に提出します。
- ③ 障害児支援利用計画案等が提出された後、受給者証を発行しご自宅に郵送します。(受給者証発行までに約2~3週間かかります。)

# (2) 障害児相談支援事業所が決まらなかった場合(セルフプラン)

- ① 障害福祉課までお電話ください。職員との面談の日程調整を行います。
- ② お子様と保護者の方に障害福祉課へ来ていただき、お子様の様子や生活環境等について伺います。
  - ※ 別紙「基本情報(セルフプラン)」を印刷、ご記入のうえご持参ください。ご記入いた だいた情報を基にお子様の様子をお伺いすることで、面談時間が短縮できます。
- ③ 面談の際に、障害児支援利用計画案(セルフプラン用)をお渡ししますので、面談直後又は後日、ご記入のうえ障害福祉課にご提出ください。
- ④ 障害児支援利用計画案(セルフプラン用)等が提出された後、受給者証を発行しご自宅に郵送します。(受給者証発行までに約2~3週間かかります。)
- ※ 受給者証が届き次第、通所予定の事業所へ提示し、サービス利用を開始してください。

# 利用開始までの流れ(フローチャート)

- 1 お子様がサービスの受給対象児かどうか確認する(いずれか1つ)
  - ① 障害者手帳を所持(身体 or 療育 or 精神)
  - ② 特別児童扶養手当などを受給
  - ③ 医療機関などによる診断書・意見書を所持



受給対象児である

② 障害児相談支援事業所を決める 通所事業所を決める

姫路市の事業所一覧 https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/000001185.html



障害児相談支援事業所が決まった



障害児相談支援事業所が決まらなかった

障害児相談支援事業所

相談支援専門員による家庭訪問お子様の様子や生活環境等の聞き取り



相談支援専門員が障害児支援利用計画案を作成し、保護者の方が内容を確認した後、障害福祉課へ提出

セルフプラン

障害福祉課へ面談予約

障害福祉課 支援推進担当 までお電話ください

TEL: 079-221-2309



障害福祉課の職員と面談(1時間程度) お子様の様子や生活環境等の聞き取り

※ 記入済みの「基本情報(セルフプラン)」を ご持参ください

提出から約2~3週間経過後



障害児支援利用計画案(セルフプラン用) を障害福祉課に提出



提出から約2~3週間経過後

|3|| 支給決定・受給者証の交付



4 サービス利用開始

問い合わせ先 姫路市 障害福祉課 支援推進担当 TEL: 079-221-2309